



外国投資者による出資持分を用いた出資の明確化

関連する法令等:

- 外商投資企業の出資持分の資本拠出に関する暫定規定(商務部令第8号)
- 2011年5月4日に商務部により発行された外商投資企業の出資持分の資本拠出に関する行政措置

背景

商務部は、外国投資者が出資持分を用いて外商投資企業に対して行う出資に関する諸問題を解決するために商務部令8号(法令8号)を発効しました。当該法令は、資本の取扱いに大きな柔軟性を与えるとともに、外国投資者が抱える、法規及び外貨管理に係る制約の軽減に役立ちます。

背景としては、中国国家工商行政管理総局は2009年に出資持分による資本拠出に関する行政規則(法令39号)を発効しました。また、北京、上海、江蘇、浙江、広東及び湖北等の地方交渉行政管理部門も地方細則を発効しています。実務上、これらの規定は主に、外資投資企業ではなく、中国内資企業がその出資持分を用いて行う投資についての重要な指針となっていました。これは、中国における外商投資企業の設立と資本移動は通常、指定政府当局の承認を必要とし、以前は外商投資企業に対する法令39号に付随する当局からの細則が存在しなかつたため、外商投資企業が出資持分を投資するケースは比較的まれだったためです。

この法令のギャップを埋めるために、商務部は、外商投資企業の出資持分の資本拠出を中国において現実的なものとする法令草案を2011年5月4日に発行しました。KPMGはこの検討に参加し、草案に対して重要なコメントを行いました。草案についての分析は[2011年のチャイナアラートNo.15](#)をご確認ください。草案に対するフィードバックを受けて、商務部は2012年9月21日に外商投資企業の出資持分の資本拠出に対する暫定規定を発行しました。この法令は2012年10月22日より施行され、この分野における多くの課題を明確にしようとするものです。

主要な規定

適用範囲

外商投資企業の出資持分を用いた資本拠出は、国内外の投資家(出資者)が、中国内に所有する他の中国居民企業(出資対象企業)に対する出資持分の資本拠出により、外商投資企業を設立する場合、若しくは、既存の外商投資企業(被投資企業)の資本構成を変更する場合に生じます。

特に、そのような取引は以下の形をとることもあります：

1. 出資者が、既存の出資対象企業に係る所有持分を用いて新しい外商投資企業を設立する場合
2. 出資者が、既存の出資対象企業の所有持分を用いて、中国内資企業に現物出資による増資を行い、当該増資により中国内資企業が非外商投資から外商投資に変更される場合
3. 出資者が、既存の出資対象企業の所有持分を用いて、既に存在する外商投資企業に現物出資による増資を行い、当該増資により当該外商投資企業の出資者構成が変わる場合

出資持分による資本拠出に係る条件

- 資本拠出に用いることのできる出資持分

法令草案の第5条ではどのような種類の出資持分が資本拠出に用いることができない可能性があるかについて規定しています。これらの規定は、法令8号でも同様です。具体的には、以下の状況においては、それぞれの出資持分を資本拠出のために用いることができない可能性があります。

- 出資対象企業の登録資本金が完全に払い込まれていない
- 出資持分が抵当に入っている
- 出資持分が法律によって凍結されている
- 出資対象企業の持分が定款に基づいて移転できない
- 過去の年度検査に参加しなかったか、検査をパスすることができなかつた外商投資企業の出資持分
- 不動産企業、外商投資持株会社、若しくは外資のベンチャーキャピタルの出資持分
- 出資持分の移転には関連法規及び国務院の決定に基づいて事前承認が必要だが、当該承認を受けていない
- 資本移動が関連法規及び国務院の決定により禁止されている等その他の状況

法令草案と比較して、法令8号は中国の不動産企業の出資持分を資本拠出のために用いてははならないと付け加えています。さらに、法令草案では、被投資企業と出資対象企業が資本拠出の結果として、互いの出資持分を所有する状況を認められていませんでしたが、法令8号ではこの項目が削除されています。

- 外商投資規則の遵守

外商投資企業の出資持分を用いた資本拠出は、出資対象企業と被投資企業のステータスの変化を引き起こす可能性があります。例えば、海外投資者が中国内資企業に外商投資企業の出資持分を拠出し、被投資企業の出資持分の25パーセント以上を受領する場合、被投資企業は中国内資企業から外商投資企業にステータスが変わります。

上記を考慮して、法令8号では、資本拠出後の、被投資企業、出資対象企業、その他の関連する企業が外商投資規則(例えば外商投資規定や外商投資産業指導目録等)に従わなければならぬと規定しています。外国投資者は、出資持分を拠出することで中国における外商投資管理規則を逃れることはできません。上記の例では、被投資企業にとって、経営範囲に関する規制と資本拠出によって中国系企業から外商投資企業に変わる前に行われた活動が問題になる可能性があります。

一方、以前外商投資企業であった出資対象企業が、機材の輸入などにおいて優先的な所得税優遇や関税の免除などを受けていた場合で、出資対象企業が被投資企業への投資後に外商投資企業ステータスを失う場合には、今まで受けてきたこのような税制上の優遇措置について遡ってその適用が認められず、優遇部分の返還を求められる可能性があります。

拠出された出資持分の評価と価格設定

法令8号は、資本拠出のために用いられる出資持分は中国で資格のある評価会社によって評価されなければならないと規定しています。当該評価に基づき、取引価値と出資金額の価値は、当事者間で合意されなければなりません。取引価値は、資本拠出に関するすべての関係者によって合意された値に基づいて決定されます。出資金額の価値は、取引価値の内、被投資企業の登録資本金として計上される金額を参照して決定されます。出資金額の価値は、評価額を超えることはありません。

法令8号は、資本拠出のために使われる出資持分が資格ある評価会社によって評価されなければならないと規定しますが、取引価値と登録された資本拠出分の価値は当該評価額に基づいて、関係者間で交渉・調整を通して決定することもできるとも規定しています。言い換えると、関係者は拠出される出資持分を評価するために評価会社を雇わなければならないという事実があるにもかかわらず、評価された価値を必ず使う必要があるというわけではなく、彼ら自身の判断で実際の取引価値と出資金額の価値を決めることができます。

一方、被投資企業の登録資本金が過度に高く見積もられることを防ぐために、出資金額の価値は評価額を超えてはならないと法令8号では規定しています。しかし、出資金額には上限は設定されていません。さらに、中国会社法では、中国居住企業においては貨幣以外の形で登録される資本拠出が、登録資本金の総額の70パーセントを超えてはならないと明記されています。この70パーセントの要件について、法令8号でも繰り返し強調されています。出資持分を伴う被投資企業への資本拠出が、投資先企業の現金で構成される登録資本金の割合を減らすことになるため、関係者は70パーセントという上限を超えないことを意識しなければなりません。

承認手続

法令8号は、外商投資企業の設立又は出資持分の資本拠出による外商投資企業の資本構成の変更をする場合には、地方レベルの商務部の承認が不要であると明記されている場合を除き、被投資企業を管轄する地方レベルの商務部の承認を得る必要があると規定しています。この規定は、基本的には若干の文言の変更以外は法令草案と矛盾するものではありません。

外商投資企業の出資持分による資本拠出を実施する場合、出資対象企業と被投資企業はそれぞれの原許認可機構から承認を得る必要が生じことがあります。この出資対象企業の出資者の変更と被投資企業の増資の認可の順序について問題となることがあります。2011年のチャイナアラートNo.15では、我々はこれを『鶏と卵の』問題として表現しています。すなわち、出資対象企業の許可認可機関は、被投資企業の許認可機関からの承認文書において増資許可済であることを確認した後に、出資者の変更を承認することができます。同様に、被投資企業の認可機関は、出資対象企業を管轄する認可機関が出資者の変更を認可したことを確認してから、資本構成の変更を認可することができます。このことによって承認プロセスが機能停止を起こします。

この実務上の問題を解決するために、法令8号では以下の通りに出資持分の資本拠出の承認手続を再定義しています。

ステップ1: 外国投資者又は被投資企業は、被投資企業の認可機関に申請を行う。

ステップ2: 出資対象企業が外商投資企業であり、当該出資対象企業の設立許認可機構と被投資企業の許認可機構が異なる場合には、被投資企業の許認可機構は当該増資に関して出資対象企業を担当している地域の当局と協議を行う。

ステップ3: 被投資企業の担当の許認可機関が増資を認可する場合、それに応じた外商投資企業の訂正後批准証書の交付をする(出資持分による増資(未完了)と記載の上)。

ステップ4: 出資対象企業はステップ3での被投資企業の出資者変更に関する外商投資企業批准証書をもって、自己の出資者変更について許認可機関に申請を行う。

ステップ5: 被投資企業は、管轄の許認可機関に(出資持分による増資(完了)と記載の上で)修正外商投資企業批准証書発行の申請をする。

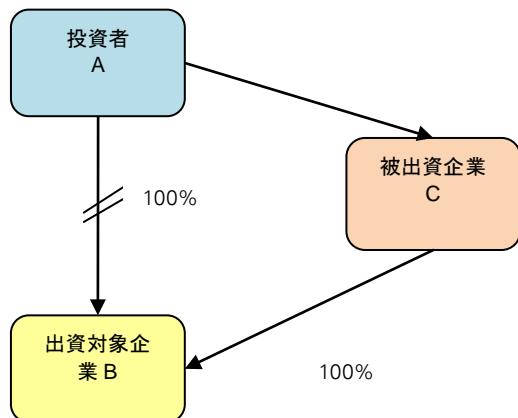
上記の取り決めによって、実際に発生する重大な問題が解決され、外商投資企業の出資持分により資本拠出を行う実行性が高まります。

KPMG考察

多くの多国籍企業は、今日の経済停滞によってキャッシュフローに関して何らかの問題に直面しています。法令8号は、伝統的な現金による投資から出資持分を資本拠出することを可能にし、ひいては企業組織再編費用を減らし、クロスボーダーのM&A活動を促すにあたり、画期的な変更となります。

財政部と国家税務総局は、2009年に財税[2009]No.59(59号通達)を発効し、特定の条件を満たす再編に対して特別な税務措置を規定しました。

仮に、外国の会社Aが100パーセント所有の中国子会社Bから他の100パーセント子会社Cに株式を移すとしましょう。このような取引は、典型的な持分交換です。この取引が当該通達の各基準(例えば、合理的な商業目的)を満たすならば、A社は 59号通達の下で特別な優遇税制を受けることができ、そして、A社がB社の出資持分を移すことから得られる利益に対して発生する法人税の納税を繰延べられる可能性があります。



上記の持分交換は、A社がB社の出資持分を利用してC社に資本拠出をしていると見ることもでき、法令8号の発効により、実務的な障害を取り除くことが可能になりました。しかし、以下に概説するように、関係者によって考慮すべき重要な問題がまだ存在しています。我々は、将来の細則の追加により法令8号がこれらの諸問題に対して明確な見解を出すことを期待しています。

A. 登録資本金

通常、取引価値は登録出資金額の価値を上回ります。出資前後を通じてA社がC社の全て所有している場合、A社が取引価値の範囲内で出資金額を自由に設定し、当該金額を以って払込資本金額とし、残りを資本準備金とすることが可能でしょうか？ 答えがYesであるならば、極端なケースでは、A社は払込資本金額の増加を1ドルと設定することもでき、これによって、前述の中国会社法の70パーセントルールをクリアすることができます。

この問題に関して各地域の対応は様々です。法令8号は出資金額の価値は出資者の間で交渉によって決められる可能性があると既定していますが、A社がC社の唯一の出資者としてどの程度の自由度があるかはわかつていません。商務部が何らかのガイダンスを提供し、各地域で統一した運営が行われれることを我々は期待します。

B. 出資持分の評価

法令8号では資本拠出のために用いられる出資持分が資格のある評価会社によって評価されなければならないことを義務づけていますが、出資持分の価値に絶対的なものではなく、また、その評価方法によって全く異なる結果となる可能性もあります。評価会社が収益法を使用して、B社の将来のキャッシュフローを現在の価値に割引く場合の価値はかなり大きくなる可能性もありますし、B社の将来利益予測が外れる場合には、A社の出資金額が過大であるとの疑義が生じる可能性があります。

C. 規制の不確実性

法令8号が法規上の曖昧な部分を解決するのに寄与しているものの、出資対象企業と被投資企業が異なる市区に存在する場合には、依然として事態は非常に複雑であるといえます。国家外貨管理局と国家稅務總局は、どのようにして稅務及び外貨登録等を行うかの問題について、未だに詳細なガイダンスを発表していないため、各地の稅務當局と外貨管理局は異なる手順と文書を要求する可能性があります。これは本制度の実施が非常に困難であることを意味します。我々は、過去の経験からいくつかの実務的な不確実性があることを予想しています。したがって、納稅者は法律および稅務的な動向をふまえ取引を慎重に計画する必要があり、法的稅務的リスクを軽減するために取引実施前には関連する當局よりアドバイスを求めるをお勧めします。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7511
leonard.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

David Chamberlain

Tel. +86 (10) 8508 7056
david.chamberlain@kpmg.com

Kevin Lee

Tel. +86 (10) 8508 7536
kevin.lee@kpmg.com

Eric Zhou

Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Lily Kang

Tel. +86 (21) 2212 3359
lily.kang@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Dylan Jeng

Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Michelle B. Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
micelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
+86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Bin Yang

Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayesha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Alex Capri

Tel. +852 2826 7223
alex.capri@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Alice Leung

Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Wade Wagatsuma

Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com